

令和2年度 第1回深谷市上下水道事業運営審議会 会議録

1 開催日時及び場所

令和2年7月29日（水） 13時00分～15時00分 岡部公民館 大会議室

2 出席者

審議会委員：岩崎会長、小林副会長、大谷委員、引間委員、江黒委員、梅澤委員
栗田委員、石塚委員、簗輪委員、大渡委員、今井委員、萩原委員
本田委員、持田委員、山崎委員（15名中15名出席）

事務局：小林環境水道部長、山中環境水道部次長兼水道工務課長、洪澤下水道工務課長、及川企業経営課長、関口下水道工務課課長補佐、大澤企業経営課課長補佐、秋葉集落排水係長、山本企業経営係長、坂本料金係長、栗田主査、横山主任

3 審議会次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問書の手交

5 委員及び事務局の紹介

6 報 告

(1) 令和2年度上下水道事業会計予算について

7 議 事

(1) 公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の
現状と課題について

8 そ の 他

9 閉 会

4 会議録の確定

委員の署名

簗輪 幸三	大渡 栄久美
-------	--------

確定日時： 令和2年8月12日

○議事録

発言者	内 容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「第1回 深谷市上下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。本日、司会進行をさせていただきます「企業経営課 大澤」と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、事前にお配りした資料の確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年度 第1回深谷市上下水道事業運営審議会次第 ② (資料1) 深谷市上下水道事業運営審議会委員一覧 ③ (資料2) 令和2年度上下水道事業会計予算について ④ (資料3) 公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の現状と課題について ⑤ (資料4) 農業集落排水施設公共下水道接続予定 ⑥ (資料5) 令和2年度深谷市上下水道事業運営審議会スケジュール <p>本日配布させていただいたもので(資料5)は差し替えをお願いします。また(資料2 追加資料)がございます。</p> <p>不足がありましたら、事務局までお申し出ください。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、委員全員のご出席をいただいておりますので、深谷市上下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元に配布いたしました次第により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2. 市長あいさつ</p>
事務局	<p>続きまして、「次第の2 市長あいさつ」です。</p> <p>市長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市 長	<p>皆さんこんにちは。本日は深谷市上下水道運営審議会に新型コロナウイルス禍の中ご出席を頂きましてありがとうございます。また皆様におかれましては常日</p>

	<p>頃から深谷市の行政にご協力頂きましてありがとうございます。本来なら新庁舎で開催したいところですが、残念ながら会議室が埋まっていたということで、第二回については新庁舎の会議室で実施されますので、こういう会議こそ新庁舎で行って頂きたいと思います。</p> <p>さて、本市下水道事業では、公共下水道と農業集落排水の二つの汚水処理を行っております。その事業費の一部については、受益者負担の原則に基づき、使用者の皆様から公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金をいただき整備を進めておりますが、その金額は旧市町の整備区域及び処理区により異なる金額となっております。</p> <p>また、事業運営の効率化を図るため、農業集落排水の公共下水道への統合を順次進めていることから、今後の受益者負担のありかたについて検討する必要がございます。</p> <p>つきましては、委員皆様におかれましては、こうした現状をふまえていただき、幅広い識見をもってご審議を賜りたいと存じます。なお、詳細につきましては、この後事務局より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>結びにあたり、委員皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>3. 会長挨拶</p>
事務局	<p>続きまして、「次第の3 会長あいさつ」に移りたいと思います。岩崎会長お願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。深谷市上下水道事業運営審議会会長の岩崎でございます。深谷市上下水道事業運営審議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。先ほど市長さんが申し上げられましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の中ご出席いただきましてありがとうございます。一日も早い終息を願うものがございます。</p> <p>下水道事業は、私たちの生活環境の向上や水環境の保全のために大変重要な事業ですが、この事業費の一部については、受益者負担の原則に基づき、公共下水道及び農業集落排水をお使いの皆様にご負担いただいております。</p>

	<p>先ほどの市長のごあいさつの中で、使用者の皆様からいただいている公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の金額が、旧市町の整備区域及び処理区により異なるというお話がありました。また、農業集落排水の公共下水道への統合を進めていることから、今後の受益者負担のあり方を検討する必要があるというお話もありました。</p> <p>今回の審議会では、これらのありかたについて審議を行うこととなっておりますので、委員皆様から多くのご意見を賜りたいと存じます。</p> <p>最後に、小林副会長をはじめとする委員皆様に、議事の円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>4. 諮問書の手交</p>
事務局	<p>続きまして、「次第4 諮問書の手交」に移りたいと思います。 小島市長から岩崎会長へ、諮問書の手交をお願いいたします。</p>
市 長	<p>【 市長が諮問書朗読後、会長へ手交 】</p>
事務局	<p>なお、小島市長につきましては、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。</p>
	<p>【 市長退席 】</p>
	<p>5. 委員及び事務局の紹介</p>
事務局	<p>続きまして、「次第5 委員及び事務局の紹介」に移りたいと思います。</p> <p>今年度最初の審議会となりますので、改めまして委員皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。</p> <p>会長、副会長の後に大谷委員から名簿順でお願いします。</p>

	<p style="text-align: center;">【 委員の自己紹介 】</p>
事務局	<p>次に事務局の紹介をさせていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;">【 事務局の自己紹介 】</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます、委員の皆様にご協力をよろしくお願い申し上げます。着座にて進行させていただきます。</p> <p>まず初めに皆様にお諮りします。本審議会は、審議の公平を期するため、会議は非公開としたいと存じますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【 委員了承 】</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、本審議会は非公開とすることに決しました。</p> <p>本審議会の会議録についてですが、深谷市上下水道事業運営審議会運営規程第3条の規定により、2人の委員に署名していただきたいと思います。</p> <p>この会議録について、事務局に確認いたしますが、今回の会議録を事務局にて作成し、次回の審議会の時に内容を確認し、署名するという形でよろしいでしょうか？</p>
	<p style="text-align: center;">【 事務局了承 】</p>
議 長	<p>それではそのようにお願いします。</p> <p>それでは、会議録署名人についてですが、本日配布されている審議会委員名簿の順に、2名ずつ署名をしていくという形でよろしいでしょうか？</p>
	<p style="text-align: center;">【 委員了承 】</p>
議 長	<p>それでは、今回審議会会議録の署名人は、簗輪幸三委員と、大渡栄久美委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>6. 報 告</p> <p>それでは、「次第6 報告 (1) 令和2年度上下水道事業会計予算について」事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和2年度深谷市上下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。お手元の資料2の「令和2年度上下水道事業会計予算について」の2ページご覧ください。</p> <p>初めに地方公共団体の会計の区分について説明いたします。地方公共団体は一般会計と特別会計の2つに分かれます。一般会計は、福祉や教育などに係る費用を、市税などを主な財源として経理する会計です。特別会計は、国民健康保険税など特定の収入があり、一般会計から切り離して経理する会計です。水道や下水道の費用を経理する公営企業会計はこの特別会計に分類されます。水道事業会計及び下水道事業会計は、公営企業会計方式をとっており、独立採算の原則に基づき、水道料金収入や下水道使用料収入を主な財源として経営を行っております。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。令和2年度水道事業会計予算についてご説明いたします。令和2年度の水道事業会計予算規模(支出の総額)は、54億7,931万8千円となっております。予算の内訳のところに、収益的支出と資本的支出という言葉がございますが、まずはその説明をいたします。公営企業会計は収入と支出をふたつの財布で管理しております。ひとつは収益的収支、これは事業を運営していくために必要な経費を整理するものです。水道料金収入や下水道使用料収入を基に、浄水場や下水処理場の維持管理費を支出しております。</p> <p>もうひとつは資本的収支、これは浄水場や水道管及び処理場や下水道管などの整備をするのに必要な経費を整理するものです。こちらは、借入金や国や県からの補助金を基に水道施設や下水道施設の整備を行っております。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>水道事業会計の収益的収支についてご説明いたします。水道事業会計の収益的収支は、水道水を作り、皆様の家庭にお届けするのに必要な収入や支出でございます。収益的収入の予算額は、31億356万9千円で、その多くは水道料金収入でございます。収益的支出の予算額は、28億6,940万3千円で、浄水場等の維持管理費、人件費と減価償却費などで構成されています。このグラフから分かるように、水道事業会計は、水道料金で維持管理費などを比較的賄えているといえ、当</p>

期純利益は税込みで2億3,416万6千円を見込んでおります。

資料の5ページをご覧ください。

水道事業会計の資本的収支は、浄水場などの施設を整備するのに必要な収入や支出でございます。資本的収入の予算額は、10億2,626万5千円で、企業債いわゆる借入金が大きな割合を占めております。資本的支出の予算額は、26億991万5千円で、施設整備のための建設改良費、人件費及び借入の返済金にあたる企業債償還金で構成されております。グラフのうち赤く塗られた部分は収入と支出の差額、不足額の約15億円です。こちらは、水道事業会計に留保してある資金で補てんいたします。

資料の6ページをご覧ください。令和2年度の主な事業についてご説明いたします。本日追加でお配りしました資料は、のちほどご参照くださいますようお願いいたします。老朽管更新事業では、石綿セメント管布設替工事を行います。市内全域で実施し、更新延長は12,170m、事業費は6億3,127万9千円でございます。施設整備事業では、花園第一・第二配水場改修工事を行います。送配水管布設替工事及び電気計装工事を実施し、事業費は1億9,700万円でございます。

また、皿沼浄水場では着水井、塩素混和池などの更新工事及びNo.2配水池耐震補強・改修工事を実施いたします。事業費は合わせて7億4,285万2千円でございます。以上が水道事業会計予算の説明となります。

次に資料の7ページをご覧ください。令和2年度下水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和2年度の下水道事業会計予算規模（支出の総額）は、63億9,671万9千円となっております。なお、下水道事業会計は公共下水道事業及び農業集落排水事業のふたつの事業からなり、予算額も二つの事業を合算しております。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

まず下水道事業会計の収益的収支についてご説明いたします。下水道事業会計の収益的収支は、家庭などから出た汚水を処理するのに必要な収入や支出でございます。収益的収入の予算額は、35億3,655万円で、公共下水道使用料収入、農業集落排水使用料収入、一般会計からの負担金などで構成されております。

収益的支出の予算額は、34億2,414万5千円で、浄化センター等の維持管理費、人件費と減価償却費などで構成されています。このグラフから分かるように、下水道事業会計は、水道事業会計に比べると、使用料収入で支出を賄う割合が低いと言えます。当期純利益は税込みで1億1,240万5千円を見込んでおります。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

下水道事業会計の資本的収支は、下水道管や浄化センターなどを整備するのに必要な収入や支出でございます。資本的収入の予算額は、17億6,302万7千円で、企業債、いわゆる借入金が大きな割合を占めております。資本的支出の予算額は、29億7,257万4千円で、整備のための建設改良費、人件費及び借入の返済金にあたる企業債償還金で構成されております。グラフのうち赤く塗られた部分は、収入と支出の差額、不足額の約12億円です。こちらは、下水道事業会計に留保してある資金で補てんいたします。

続きまして、資料の10ページ(4)主な事業をご覧ください。

公共下水道事業会計においては、污水管布設工事を東方地区、岡部地区などで工事を実施し、施工延長4,451m、事業費は3億4,800万円でございます。雨水管布設工事では、小前田地区及び国済寺地区で工事を実施し、施工延長81.7m、事業費は9,698万円でございます。深谷市浄化センター更新工事では、沈砂池ポンプ棟などの工事を行い、事業費は1億8,700万円でございます。

また、今年度はストックマネジメント計画策定予算として3,970万円を計上しております。ストックマネジメント計画は、長期的な視点で施設の老朽化の状況を考慮し、改修などの計画を作成するもので、今後の浄化センターの更新をより効果的に行うために策定するものです。

次に農業集落排水事業の主な事業ですが、下郷地区、大谷地区、大谷西地区にて管路施設改修工事を行います。施工延長は356m、事業費は2億3,791万9千円でございます。

最後に、11ページと12ページに公共下水道事業及び農業集落排水事業の予算を載せてございます。後ほどご参照いただきたく存じます。また、深谷市のホームページに水道事業会計及び下水道事業会計の予算書を掲載しておりますので、こちらもご参照いただきたく存じます。

以上で、令和2年度上下水道事業会計予算の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。上下水道事業の予算について、委員の皆さまから質疑がありましたらお願いします。

委員

今年予算について、昨年と比較して何か違いがあれば教えてほしい。特になく、同じなら同じでも構わない。

<p>事務局</p>	<p>相対的には同じですが、水道事業については花園地区の第一、第二配水所の送水管の改修を行っています。また花園の配水池も新しく行っています。また石綿管の更新をずっと行っていたが、これも今年で終了します。今後は老朽化した管更新を行っていきます。</p> <p>下水道事業についてはストックマネジメント計画とって処理施設の更新計画を策定し、来年度からこれに基づいて更新していきます。それまでは長寿命化計画とって老朽化した施設を壊れる前に改修している。管整備については市街化区域内について全て公共下水を整備することとして整備しています。岡部でいうと駅の北側、東方は熊谷境の整備について取り組んでいます。</p>
<p>委員</p>	<p>水道料金について、値上げをしたことで使用料収入が上がり、昔に比べたら財政的にはよくなったのかどうか、そういうことを教えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>水道事業会計では平成29年度に料金改定し、平均15%の改定を実施しました。効果としては累積で2億3千万円の赤字がありましたが、解消しています。今は3億円程度の増収となっており、それを財源として皿沼浄水場、花園配水場の更新の財源に充てています。</p> <p>下水道事業会計では公共下水道の使用料を、平成27年度、平成30年度、今年度の3段階に分けて段階的に改定させて頂いています。平成27年度改定では3億円、平成30年度改定では1億5千万円の増収となっています。今年度の改定ですが、新型コロナウイルスの関係で実施を延期し、12月の改定を予定しています。改定後では1億3千万円の増収を見込んでおり、全体では6億円程度の増収となる見込みです。公共下水道事業では一般会計からの繰入金に依存していましたが、料金改定することで基準外繰入金に頼らず経営ができる見込みであり、財政的には改善しています。</p> <p>農業集落排水事業では平成27年度に使用料体系を統一し、数千万円の増収となりましたが、まだ一般会計からの繰入金に依存している状況です。前年度の審議会で使用料体系を人数割から従量制へ移行する旨の答申を頂き、議会の承認を得て令和3年度から従量制へ移行するよう事務を進めています。これを行うことで4～5千万円の増収を見込んでいます。事業全体では財政的に改善していますが、まだ農業集落排水事業の方でこのような課題があり、今後の経営上の課題と</p>

	なっています。
委員	資本的収入と支出の差額は内部留保資金を充てるとあるが、これはどのようなものか？また今回の審議はこれの取り崩しについての議論を含むのか？
事務局	内部留保資金とは、水道、下水道事業会計それぞれで留保されている資金であり、経理上は費用として計上しているが、現金として支出しているわけではない費用が該当します。現金として支出しているわけではないため、その分内部に留保されているものです。また純利益の一部を積立金ということで積み立てているものがあり、これも留保資金となっています。これを4条の収入支出の不足分に充てているものです。今回の審議会ではこれの取り扱いについて議論するものではなく、受益者負担金、分担金のあり方について議論していただくものになります。
委員	水道事業の収入として、その他収入というものがあるがこれはどのようなものがあるか？
事務局	その他収入は水道を引く際に頂く加入金及び長期前受金戻入というものがあります。長期前受金戻入とは施設を整備した際に国から補助金をもらっていた場合これを長期前受金として処理し、整備した施設の減価償却に連動して長期前受金戻入として処理するものです。
議長	広告料もその他収入ですか？
事務局	広告料もその他収入に入っています。
議長	他に質疑等ありませんか？ 無いようなので質疑を終了とします。またここで一旦休憩とさせていただきます。
	～～10分間休憩～～

<p>議 長</p>	<p>それでは時間になりましたので会議を再開いたします。</p> <p>ここで事務局より諮問書の写しを委員の皆さまにお配りします。</p> <p>～～諮問書の写しを配布～～</p> <p>7. 議 事</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、「次第7 議事（1）公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の現状と課題について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、お手元の資料3の「深谷市上下水道事業運営審議会資料～公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の現状と課題について～」をご覧ください。</p> <p>3ページをご覧ください。下水道事業における受益者負担金及び受益者分担金制度について、ご説明いたします。</p> <p>この制度は、公共事業によって、特定の者に対してのみ利益が生じる場合に、事業費の一部を負担していただく制度となっております。ここで言う特定の者とは、道路や公園などの誰でも利用できる施設と異なり、その整備された区域のかたしか利用できない下水道など、利益を受けるかたが明確であるものです。</p> <p>4ページをご覧ください。「公共下水道受益者負担金」とは、公共下水道の整備により利益を受ける者が明確であり、また、特定の範囲の生活排水が適正に処理され、生活環境が改善することにより、資産価値の向上につながることから、この制度が採用されております。</p> <p>公共下水道受益者負担金の根拠法令は、都市計画法第75条であり、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」となっております。公共下水道は、都市計画法に定める都市計画事業であることから、この条文が根拠法令となります。</p> <p>5ページでは、深谷市の受益者負担金の現状を表した表となっており、排水区域ごとに㎡単価を決めております。具体的には、污水管渠経費枝線（単独事業費）を賦課対象面積で割り、算入率をかけたものが負担金単価となります。算入率と</p>

は、かかった経費をどのくらい受益者に負担していただくかを定めるものとなります。これは、市町が決めるものとなります。

下水道財政研究会から費用負担の考え方が示されており、従前は建設費の1/3～1/5でしたが、現在は末端管渠整備費相当額となっております。

また、排水区域に隣接し下水道に接続する場合の区域外流入負担金につきましても、各排水区域の㎡単価と同額の取扱いとなっております。

ここで、区域外流入について少し説明させていただきます。本来、公共下水道は、供用開始公示区域、下水道に汚水を流せる区域しか接続を許されておりませんが、区域外から一定の要件、例えば、下水道管が目の前の道路の下を通っているのに道を挟んで区域から外れているような場合など要件を満たした場合、公共下水道に接続できる規定があることから、接続する受益者に負担していただく負担金について、深谷市下水道条例第19条で「受益者負担金条例を適用する」となっておりますので、受益者負担金と同額の㎡単価で算定することとなっております。

なお、参考に現在、各排水区域において単価に差異が生じているため、岡部・川本・花園排水区域については、一括納付者に対し金額の約10%～15%程度を報奨金として交付しております。

続きまして6ページをご覧ください。「農業集落排水受益者分担金」とは、農業集落排水の整備により利益を受ける者が明確であり、また、特定の範囲の生活排水が適正に処理され、生活環境が改善することにより、資産価値の向上につながることから、この制度が採用されております。

農業集落排水受益者分担金の根拠法令は、地方自治法第224条であり、「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる」となっております。

7ページでは、深谷市の受益者分担金の現状を表した表となっており、排水処理区域ごとに金額を決めております。表の右列に、組合の状況を掲載しておりますが、現在、組合が存続している処理区は6か所あり、償還終了の年が解散予定年度となっております。

なお、この組合とは、農村生活環境の整備や改善を図るため、農業集落排水処理施設を設置し、これを共同で管理運営するために設立された任意の組織ですが、

組合を設立することにより、旧農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金の融資を受けることが可能となるなど資金面でのメリットがあることから、旧川本町や旧花園町では、この制度を活用し、行政側の働きかけにより、農業集落排水事業を推進してきたという経緯があり、川本町では環境保全組合、旧花園町では維持管理組合と呼んでおります。受益者分担金の算定につきましては、枝線（単独事業費）を賦課対象世帯数で割ったものとなります。

8ページをご覧ください。こちらは、公共下水道受益者負担金についての過去の審議会の答申で、深谷市公共下水道事業運営審議会より、平成22年3月29日に、事業認可区域拡大時、この事業認可区域とは、公共下水道を整備しようとするときは、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており、その認可を受けた区域のことです。

深谷市の事業認可区域は、市街化区域となっており、現在の整備率は91.3%です。今後の整備は、東方、岡、小前田を残すのみとなっており、令和7年度までに完了となる予定ですので、その後、「認可区域を拡大する時に深谷市公共下水道事業運営審議会を開催し、社会情勢、市財政及び景気動向等を踏まえ、改めて再編協議されたい」との答申をいただき、平成26年10月15日には、「新たな事業の算定を行う次回事業認可拡大を行う際に、負担金単価の改定及び市内の単価統一について検討する」との答申をいただいております。

9ページは、農業集落排水受益者分担金についての過去の審議会の答申で、深谷市農業集落排水事業審議会より、平成22年3月29日に、「新規事業地区の受益者分担金の額は、新規事業地区に着手する時に決定されたい」との答申をいただいております。

ちなみに平成26年度に、使用料の再編について審議会を開催していますが、受益者分担金についての審議はありませんでした。なお、今後、新規事業地区の着手予定はありません。

それでは10ページをご覧ください。課題でございますが、「1公共下水道受益者負担金」については、現在も整備途中であることから、現段階で単価を統一することは、同じ区域内の使用者の負担金額に差異が生じることとなります。

「2農業集落排水受益者分担金」については、受益者分担金の徴収は市で行っていますが、一部の処理区では組合が徴収しており、徴収方法が統一されていないことから、組合が存続する間に受益者分担金を再編することは、組合との調整など課題があります。

	<p>続きまして11ページに移りますが、その前にお手元の資料4の農業集落排水施設公共下水道接続予定（進捗・計画スケジュール）をご覧ください。</p> <p>表の右から2番目の列が接続年度となっておりますが、表の左列、No16番、上原田中地区の令和2年度、接続予定から始まり、順次18施設について接続していくこととしております。統合後は、農業集落排水から公共下水道になりますので、今後の受益者負担のありかたについて検討する必要があります。それが、11ページの内容となります。</p> <p>それでは、「3農業集落排水の公共下水道への統合」について説明いたします。課題は2点あり、1点目は、農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入済みの使用者の取扱いを検討する必要があります。2点目は、農業集落排水の公共下水道区域への統合後の新規接続に係る負担についての取扱いを検討する必要があります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今の受益者負担金及び受益者分担金の現状と課題についてご説明を頂きました。委員の皆さまからご質問を受けたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>7ページの受益者分担金の一戸当たりの金額の差が大きいですが、これは集落排水区域の対象世帯数に応じたものなのか？</p>
事務局	<p>そうですね、集落排水施設を整備するための一部の費用を負担していただくものであるため、委員の仰るとおり受益者数に応じて負担する額が変わり、又事業費によっても金額が変わってきます。</p>
委 員	<p>旧深谷市では40万円で金額が統一されているように見えるが？</p>
事務局	<p>旧深谷市の場合は恐らく一戸40万で統一した基準で整備を行っており、旧川本、花園については整備費に要する割合を受益者数で割った金額を受益者分担金としています。</p>

委員	<p>基本的な質問だが、受益者負担金、分担金は整備区域内にいる全員が負担するものなのか、それとも自宅に引き込みたい人だけが負担するものなのか？</p>
事務局	<p>まず下水の受益者負担金は受益を受ける方が㎡あたり何円という金額を納めるもので、納める方も土地所有者でなくてもよく、借りている人が納めてもいい。農業集落排水の受益者分担金については組合に入らなくてはいけないためそこに住んでいる人だけ。下水については㎡あたり金額を払ってもらえれば後からでも入れます。</p>
委員	<p>受益区域の中で払わない人もいるのか？例えば岡部駅北側に住んでいる人についてはもうみんな払っているのか？</p>
事務局	<p>基本的に払うが、合併浄化槽を使っているため切り替えまでは待ってくれという人もいます。法律では整備区域では速やかに公共下水道に切り替えをするという規定があるが、罰則があるわけではないため浄化槽が壊れるまで切り替えをしないという人もいます。</p>
事務局	<p>受益者負担金は公共下水道区域内に土地を所有している人が支払いの対象となりますが、浄化槽を使っている等の事情により接続しない人もいます。しかし3年以内に接続する努力義務もあるため、接続してもらおうよう求めています。受益者分担金については集落排水を使用する人のみということで、そこが違いとなっています。</p>
委員	<p>資料の7ページで永田・北根は令和元年度解散予定とあるが？</p>
事務局	<p>集落排水は償還組合を作り、資金を借りて受益者分担金を納め、その後償還を行っています。永田・北根地区の償還は令和元年度に終了しており、解散の手続きを進めているためこのような表記となっています。</p>
委員	<p>一番難しい課題なんでしょうけど、一市三町があってそれぞれ分担金の単価が違うが、他自治体では一度分担金の再計算を行って、余剰分を返還する等行っているところはあるのか？</p>

事務局	<p>全てを調べているわけではないが合併している市町村では再編している自治体はあると認識しています。しかし過不足分を返還、徴収しているかどうかまではわからない状態です。</p>
委員	<p>やっている自治体があれば資料として出してもらいたい。</p>
事務局	<p>該当資料を他自治体からもらえるかどうか約束はできませんが、そういうことをやっている自治体はあります。</p>
委員	<p>受益者負担金は公共下水道では土地の面積あたり払うものなのか？土地の大きさであって建物の大きさではないのか？</p>
事務局	<p>所有している土地の面積に単価をかけて算出しています。</p>
事務局	<p>例え建物がなくても土地の面積によって出しています。また農業集落排水では土地の面積によらず、一戸当たりの金額となっています。</p>
委員	<p>農業集落排水を入れている地域では一戸あたりの敷地が広いが、下水に繋がら面積で換算した場合、今かかっている分担金の金額では済まない場合がある？</p>
事務局	<p>そういった場合もあり、また逆に農地にはかからないこととなります。公共下水道と農業集落排水はそれぞれ国交省と農水省で管轄が違うので、そもそも考えが違うところがあります。</p>
委員	<p>そういう面があるからこういったすり合わせが大変な面がある？</p>
事務局	<p>そうですね、更に来年度から上原地区では集落排水から公共下水道に放流先が変わります。そうすると荒川の流域下水道に繋がります。ただ現在使用している人としての使用感は何も変わらない。しかし負担金、分担金上は一戸あたりの金額から㎡あたりの金額に変わるため、そこで差が出てきてしまうことも考えられます。</p>

委員	農業集落排水は農業をやっている人のみができるのか？
事務局	そういうことではなく、区域として定めた中にいけば商店でも一般住宅でも使用することができます。
委員	受益者負担金は農家の経費に算入することができるのか？
事務局	集落排水から公共下水への接続が始まった場合、集落排水処理場に集められた汚水を公共下水の処理場へ送る工事を行うだけで、各家庭では特に工事は必要ありませんので、新たに費用に算入するとか、そういうことはないと思います。
委員	使用感は何も変わらないのに、新たな接続費用が課されることもあるのか？
事務局	それも次回議論していただくところになります。一番問題になるのは今使用している人に対して新たに受益者負担金又は分担金の負担を求めることになるのかどうかだと考えています。
委員	公共下水道の受益者負担金は地域で差があるが、他市町村ではどうなのか？
事務局	県内の状況では、1㎡あたり1,000円とか800円、1,200円という地域もあります。地域それぞれの事情があるので一概には言えないが、深谷の1㎡300円は安いと思います。
委員	受益者負担金はどこの市町村でも㎡あたりの単価なのか？下水道使用料のように使用に応じて賦課していくといった考えはないのか？
事務局	受益者負担金と使用料とは考え方が違って、公共下水道を導入することで地域の土地の資産価値が上がるという考え方があるため、土地の面積に応じて賦課するという方式を採っています。

委員	うちは農業集落排水なのですが、公共下水に接続するにあたってまた受益者負担金を払うことになるのか？また今後は宅地も農地も等しくかかっていくことになるのか？
事務局	第2回の審議会で事務局案としてお示しする予定なのですが、一度農業集落排水受益者分担金として支払って頂いているので、二重に負担がかからないようにと考えています。また新たに接続する方については何らかの負担をお願いするという風に考えています。
委員	例えば公共下水道に接続したとして、宅地の周辺農地にも負担金が課されてしまうのか？
事務局	負担金がかからないように調整をしたいと考えています。
事務局	集落排水については全て区域外流入扱いとし、使用している宅地だけに負担金が課されるようにしようと考えています。今ある農地については課されないが、今後宅地へ転用した場合は負担金が課されるようになる、という案があります。
事務局	また第2回で事務局案として示すので、その時にご確認ください。
委員	受益者負担金は一市三町で金額が違うが、総事業費に対する負担割合というのは現在深谷市では統一されているのか？
事務局	現在は統一されておらず、旧深谷については管渠整備費（単費）を面積で割り、その内30%を負担金としています。岡部、川本については50%、花園については単独事業費のほぼ100%という当時の考えを引き継いでいます。
委員	受益者負担金、分担金について、集合住宅の扱いはどうなっているか？
事務局	公共下水道の場合は土地の面積について賦課されるので、集合住宅であっても1㎡あたりの金額に面積をかけた額になります。また支払い方法ですが、土地所有者と使用者の話し合いとなります。集落排水については地域の組合に加入し、

	<p>また組合がないところは市へ分担金を払うこととなります。</p>
事務局	<p>集落排水では集合住宅は処理場の処理能力の観点から基本的に加入できないようになっています。しかし処理場の能力に余裕があれば接続できる場合もあります。</p>
委員	<p>集落排水で例えば子供が庭先に分家を建てた場合、分担金はもう一軒分かかるのか？</p>
事務局	<p>受益者分担金は一軒あたりの金額になるので、かかることとなります。面積あたりの公共下水とはそこが違うところとなります。</p>
委員	<p>公共下水の受益者負担金で地域ごとに差があるが、これは将来的には統一する予定なのか？</p>
事務局	<p>今回の審議内容になると思いますが、将来的には統一していきたいと考えています。しかし公共下水道事業は整備の途中なので、それぞれの地区の事業費によって単価が決まっており、その途中で負担金単価を統一するとなるとこれまで納めて頂いた方との公平性が損なわれる恐れがあるので、現在の整備計画期間が終了する令和7年度以降に統一について考えていきたいと思っています。</p>
委員	<p>資料の8ページに「新たな事業の算定を行う次回事業認可拡大を行う際に、負担金単価の改定及び市内の単価統一について検討する」とあるが、つまり今回は単価統一を行わないということで良いか？</p>
事務局	<p>過去の審議会の答申のとおり、今単価統一をすると公平性が損なわれる恐れがあるので、今の事業計画中は今の単価で行うことで考えています。</p>
委員	<p>公共下水では敷地面積あたりで賦課されているが、今後その敷地に例えば子供が家を建てたとして、負担金はかかるのか？</p>
事務局	<p>かからないように調整していきたいと考えています。</p>

議 長	<p>皆さんそろそろ質疑はよろしいでしょうか。また次回審議時に資料が提出されると思いますので、それを踏まえて審議をお願いしたいと思います。</p> <p>8. その他</p>
議 長	<p>続きまして、「次第8 その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>手元の資料5をご覧ください。令和2年度深谷市上下水道事業運営審議会スケジュールになります。こちらの方に今後のスケジュールが記載してあります。第2回審議会については8月12日（水）14時から新庁舎3階の大会議室での開催を予定しています。内容については受益者負担金及び受益者分担金について事務局案を説明し、皆様の審議をお願いしたいと考えています。第3回審議会については8月26日（水）14時から岡部公民館中会議室での開催となり、内容については答申書（案）についての協議をして頂き、9月中に手交を考えています。尚、今後の審議会の回数、時期については審議の状況により変更となる可能性がありますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今の審議会スケジュールについてご質問ありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>新庁舎駐車場についてはどこに停めたらいいでしょうか？</p>
事務局	<p>東側に10数台停めるスペースがありますが、すぐ一杯になるので西側の臨時駐車場に停めて頂いた方がいいかと思います。</p>
議 長	<p>他に質問等ございませんか？無いようですので、これをもちまして議事を終了します。委員の皆様のご協力ありがとうございました。それでは進行を司会に戻させていただきます。</p>
事務局	<p>皆様どうもありがとうございました。本日説明させていただきました公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金について今後のあり方につ</p>

いて説明させて頂きましたが、ご不明な点、疑問点等ありましたら企業経営課までお問合せをお願いします。

また本日の審議会資料及び会議録は市のホームページに掲載させて頂きますが、発言委員の氏名については伏せた形での掲載となりますのでご承知おきください。これをもちまして令和2年度第1回深谷市上下水道運営審議会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。